

○田村市共催及び後援名義取扱規程

平成17年5月16日告示第132号

田村市共催及び後援名義取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、田村市（以下「市」という。）が市以外のものの行う行事を共同主催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

(共催等の名義)

第3条 共催及び後援（以下「共催等」という。）について使用を承認する名義は「田村市」とする。

(承認の基準)

第4条 市長は、行事の主催者から共催等の申請があったときは、次の各号に掲げる基準により審査の上、これを承認するものとする。

- (1) 主催者の基準
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 学校及び学校の連合体
 - ウ 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし宗教団体を除く。）
 - エ その他の団体等で主催者の存在、基礎が明確であり事業遂行能力が十分あると判断されるもの
- (2) 事業内容の基準
 - ア 教育、学術、文化又はスポーツの向上、普及及び地域振興に寄与するもので、公益性のある事業であること。
 - イ 当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当すると認められる行事については承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの

- (3) 宗教的目的を有するもの
- (申請の手続)

第5条 市の共催等の承認を受けようとするものは、共催等承認申請書（様式第1号）を、原則として開催期日1月前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書を受理したときは、速やかに承認するか否かを様式第2号により文書で通知するものとする。

- (添付書類)

第6条 前条に規定する申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 役員その他主な事業関係者の身分を明らかにする書類
- (3) その他必要書類

- (承認の条件)

第7条 承認に際しては、必要により次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業は、申請書に記載された計画書に基づき実施するものとし、やむを得ずこれを変更しようとする場合は、あらかじめ承認を得ること。
- (2) 事業実施に際しては、本市文化の向上に寄与するよう留意し、営利を目的とするような行為をしないこと。
- (3) 事業実施に際しては、金品寄付、援助、事業参加等を強要しないこと。
- (4) 事業終了後1ヶ月以内に、実施に際して配布し、又は掲示したプログラム、ポスター等を添えて、その結果について報告すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。